

# 知財アレルギーへの レクイエム

the requiem for people with an allergy to intellectual property



Lesson5 : パブリシティ権(5)

中川 淨宗

## 6. パブリシティ権の移転可能性



皆さんこんにちは。5月に入り風も夏の香りを含んできました。知的財産の「永遠の吟遊詩人(!)」こと弁理士の中川淨宗です。

2014年3月号の本稿では、主に「パブリシティ権」の性質と主体についてお話ししました。



中川先生、前回の内容によれば、最高裁判所の判例はパブリシティ権を人格権に由来する権利として捉えているのでしたなあ。



そして、パブリシティ権は自分の肖像などに顧客吸引力のある者、例えば俳優、歌手、タレント、スポーツ選手といった「有名人」に成立するんですね。



法雄さんや知明さんのおっしゃるとおりです。

今回は、前回の内容も踏まえて、パブリシティ権は他人に移転できるのか、いつまで保護されるのか、そして有名人は顧客吸引力を利用する際にどのような責任が生じるのかについてレッスンしていきます。



前回は触れましたが、パブリシティ権は日本では法律上の明確な規定によって定められていない「不文法上の権利」です。

だから、この権利が果たして他人に移転できるかどうかといったことまで議論になるんですなあ。

ところで先生、パブリシティ権に限ったことではありませんが、権利の移転について詳しく説明してください。



権利の移転を大きく分けると次の2つの場合があります。

つまり、他人の持つ権利や義務を一括して承継する「一般承継」と他人の持つ権利や義務を個別的に承継する「特定承継」です。



そうすると、例えば相続や会社の合併のようなケースが一般承継で、売買や贈与のようなケースが特定承継になるわけですね。



ナルホド、ところで「人格権」はその権利を持つ者から切り離して取引の対象にすることができない「一身専属性」という性質を持つ権利ですね。

仮にパブリシティ権を人格権に由来する権利として捉えるなら（人格権説）、この権利の移転可能性を認めることは消極的にならざるを得ません。



一方で法雄さん、「財産権」はその権利を持つ者から切り離して取引の対象にすることができる一身専属性を持たない権利ですね。

もしパブリシティ権を財産権に由来する権利として捉えるなら（財産権説）、この権利の移転可能性を積極的に認めることができるでしょう。

先生、パブリシティ権の移転可能性に関する判例は何かないんですか？

### ①「黒夢事件」



知明さん、よくぞ聞いてくれました。こういった場合にこそ、まさに判例を見してみるべきですね。

ただ、残念ながらパブリシティ権の移転可能性について真正面から判断した判例はないようですから、幾つか参考になるものを紹介しましょう。

まず、東京高等裁判所の平成14年7月17日の判決「黒夢事件」を見てください。



先生！ 音楽シーンのことなら何でも聞いてくださいよ！

「黒夢」は特に1990年代の後半に活躍したロックバンドで、1999年に活動を停止したのですが、最近になって復活したようですね。実は私も昔、ストーンズに憧れて……。



はい法雄さん、時間切れです。この事件を簡単に説明すると、ロックバンドのメンバーである原告Aさんが、Aさんに無断でAさんらの写真を掲載した写真集を出版したB社に対して損害賠償を請求した事案です。



でも先生、この事件は実際にはかなり複雑ですよ。

まずAさんらは、C社との間で締結した専属契約によって自分たちの肖像使用权をC社に譲渡しました。

次にC社から専属契約の契約上の地位を譲り受けたD社は、Aさんらの承諾を得ないでE社にその肖像使用权を譲渡してしまいました。

そしてB社は、E社との間で締結した出版契約に基づいてAさんらの写真集を出版したんですね。



本判決は、AさんらとC社間で締結された専属契約でもAさんらの肖像使用权を他人に譲渡することは禁止されていなかったため、この専属契約の契約上の地位をC社から譲り受けたD社の場合も同様に、Aさんらに無断でその肖像使用权をE社に譲渡できるとしています。



そうするとB社は、そもそもAさんらの肖像使用权を持つE社から許諾を受けてAさんらの写真集を出版しているわけですから、Aさんのパブリシティ権を侵害することにはならないんですね。

### ②「加勢大周事件」



つまり「黒夢事件」では肖像使用权、すなわちパブリシティ権を他人に移転できることを前提としているわけです。

次に、東京高等裁判所の平成5年6月30日の判決「加勢大周事件」を紹介しましょう。



先生！ 芸能シーンのことなら何でも聞いてくださいよ！

加勢大周さんは1990年ごろ、トレンドィー俳優として当時ドラマに引っ張りだこでしたなあ。

だからこの事件は週刊誌などでも結構大きく報道されました。実は私も昔、トレンドィー俳優に憧れて……。



(プっ、法雄さんが俳優?)

はい法雄さん、時間切れです。

この事件は、芸能プロダクションである原告F社がF社に所属する俳優である被告Gさんらに対して、「加勢大周」の芸名を使用して芸能活動を行わないことを求めた事案です。



第一審判決は、F社とGさんとの間で締結された専属契約によって「加勢大周」の芸名の使用許諾権はF社に帰属しているとして、F社によ

るGさんに対する芸名の使用の差し止めを認めました。

一方、控訴審判決は、専属契約は既に終了しており、芸名の使用許諾権はF社に帰属していないとして、芸名の使用の差し止めを認めませんでした。

### ③ まとめ



つまり先生、従来の判例には、パブリシティ権が契約によって他人に移転できる権利であることを、明示的ではないとしても、事実上認めるものがあったということですね。



ナルホド、そういえば以前先生に東京地方裁判所の平成17年3月31日の判決「長嶋一茂事件」を紹介していただきました。

この事件では、被告H社が元プロ野球選手でタレントのIさんの肖像などをIさんの許可を得ないかたちで広告に使用した行為について、原告J社はIさんからパブリシティ権を譲り受けていたとして、J社の損害賠償請求を認めていましたなあ。



ただ、これらの判例はいずれもパブリシティ権が最高裁判所の判例として確立された「ピンク・レディー事件」よりも前のものです。

パブリシティ権が一身専属性を有する人格権に由来する権利であると捉えている「ピンク・レディー事件」以降の判例でも、パブリシティ権が他人に移転できる権利として認められるか否かが注目される場所ですね。

## 7. パブリシティ権の保護期間



ところで先生、大体の知的財産権には保護期間がありますね。

例えば、特許権は原則として出願の日から20年で消滅しますし、著作権も原則として著作家が死亡してから50年で消滅します。これらの「成文法上の権利」は、保護期間についても明確な規定がありますなあ。

それならば、不文法上の権利であるパブリシティ権の保護期間は一体いつまでなのでしょう？



ギクッ！ 法雄さん（にしては珍しく）鋭い質問ですね。

実はパブリシティ権の保護期間については、先ほどの移転可能性の問題と同様、この権利の性質に関する議論と非常に密接に関係しているのです。



そうすると、人格権説によるなら、パブリシティ権は一身専属性を有する権利になります。

この場合、パブリシティ権は、その権利を持つ有名人が亡くなれば直ちに消滅することになりますから、家族などが相続する余地はないということになりそうですね。

ですから、人格権説を採る場合には、パブリシティ権の保護期間が特に問題になることはないようです。



それじゃあ、もし私にパブリシティ権があっても、私が死んだら愛しいカミさんに遺してあげられない！？ ……残念無念ですな。



（法雄さん大丈夫、奥様はきっと喜ぶと思いますよ……）

ただ人格権説によったとしても、次回お話するように、有名人の肖像などがパブリシティ権以外の他の知的財産権によって保護される可能性は十分あります。

ですから、ある有名人が亡くなったからといって、その肖像などが直ちに何らの法的な保護も受けられなくなるということではないのです。



さてと、財産権説によるなら、パブリシティ権は一身専属性を有する権利にはなりません。

この場合、パブリシティ権は、その権利を持つ有名人が亡くなっても直ちに消滅することにはならないので、相続する余地がありそうですね。

そうすると、財産権説を採る場合には、パブリシティ権の保護期間が問題になるようです。



それじゃあ、もし私にパブリシティ権があれば、私が死んでも愛しいカミさんに遺してあげることができて、万々歳ですな。



（法雄さん残念、奥様はきっと迷惑だと思いますよ……）

さて、法雄さんがおっしゃったようにパブリシティ権が成文法上の権利ではないこともあって、その保護期間についてはさまざまな見解があり、残念ながら今のところ確定的な結論が示されるには至っていないようです。

例えば、パブリシティ権を実演家などに認められている著作権法上の権利である著作隣接権に似た権利であると捉えて、著作隣接権の保護期間と同様の期間、パブリシティ権は存続するといった意見があります。また、その肖像などが顧客吸引力を有している限り、パブリシティ権は存続するといった意見もあります。



先生、パブリシティ権の移転可能性と同様に、この権利の保護期間について述べた判例は何かないのでしょうか？



知明さん、良い質問ですね。しかし残念ながら、今のところパブリシティ権の保護期間について明確に述べた判例はないようです。

ただ、パブリシティ権が一身専属性を有する人格権に由来する権利であると捉えている「ピンク・レディー事件」以降の判例では、保護期間をどれぐらいの長さにすべきかという議論よりも、まずはパブリシティ権が相続できる権利として認められるか否かが注目されるようです。

## 8. パブリシティ権者の責任



ところで先生、有名人はパブリシティ権を行使することによって、自分の肖像などが持っている顧客吸引力を独占的に利用し、企業のテレビCMに出演するなどして利益を得ることができるんですよ。



## 知財アレルギーへの レクイエム

the requiem for people with an allergy to intellectual property

しかし、有名人が自分の肖像などを広告などに使用した場合、何か責任を取らないといけないこともあるのではないのでしょうか？



そうですね、私も法雄さんと同じ疑問があります。

例えば、前回お話した私のクラスの学級委員的場さんが読者モデルとしてファッション誌で働いているワンピースを買ってみたら、とんでもない不良品だったとします。

そんなワンピースを買っちゃった女の子にしてみれば、「的場さんが勧めているから買ったのに！」って思いますよね。こんなとき、的場さんには何か責任が生じるのでしょうか？



それでは今回のレッスンの最後に、パブリシティ権者が負う責任について、大阪地方裁判所の昭和62年3月30日の判決「高田浩吉事件」を紹介しましょう。



先生！ 昭和の時代劇のことなら何でも聞いてくださいよ！

高田浩吉さんは、第二次世界大戦前から「歌う映画スター」として活躍し、特に戦後の昭和20年代後半から40年にかけて活躍した松竹を代表する時代劇スターの1人ですなあ。実は私も昔、時代劇俳優に憧れて……。



さすが法雄さん、まさに生きる昭和の記憶遺産ですね。

さてこの事件は、いわゆる原野商法を営んでいた被告K社およびK社のパ

ンフレットにK社を推薦する旨の文章を自分の名前で掲載していた著名な俳優・歌手である被告Lさんに対し、このパンフレットを見て、K社から土地を購入した原告Mさんたちが損害賠償を請求した事件です。



先生、原野商法というのは少しピンとこないですなあ。

私はバブルのころ、感じのいいセールスマンから、将来リニアモーターカーの駅ができて絶対値上がりすると言われて、アラスカの土地を購入しましたよ。そろそろ駅もできたかな？



えっと法雄さん、私すごく言いくいんですけど、それがまさに原野商法です。本当に駅ができればいいですけど(それはナイな)……。



さて本判決は、特にLさんについて、Lさんによる行為はK社による原野商法という不法行為を幫助つまり手助けしたことになり、またLさんはパンフレットに推薦文を掲載するにあたってK社がどのような事業を行っているか、何も調査しなかった過失があるとして、Lさんに対する損害賠償請求も認めています。

本件のように、原野商法といったいわゆる悪徳商法の広告に顧客吸引力を持つ有名人の肖像などが使用された場合、当然、顧客がその広告を信用する度合いが増してしまいますから、その悪徳商法による被害の拡大が心配されるところです。



つまり有名人は、自分の肖像などが持つ顧客吸引力を独占的に利用して利益を得ることができるけど、それに見合った責任も負いなさいということなんですね。

私、さっき的場さんにも十分に注意するように伝えておきます！



さて、パブリシティ権の性質をめぐる議論は、動物などの「物」にもこの権利が認められるかという問題にも影響しそうですね。



それでは、パブリシティ権の最終回となる次回のレッスンでは、物のパブリシティ権に関する問題と、パブリシティ権と他の知的財産法との関係についてお話ししましょう。

アレッ？ 知明さん、法雄さんは今回のレッスンも早退したんですか？



法雄さんなら、「駅がないなら造ればいい」って、さっきバッグに磁石をいっぱい詰め込んで、成田空港に向かいましたよ。

読者の皆さんも原野商法をはじめとする悪徳商法にはくれぐれも注意してください！ (次回に続く)

中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長/弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開業。特許・実用新案・意匠・商標の実務に携わりながら、専修大学の講師も務める。チャイコフスキーの交響曲は、第5番が断然お気に入りだが、第2番「小ロシア」・第3番「ポーランド」のそれぞれの終楽章も絶品。

〒231-0006 神奈川県横浜市南区南仲通3-35 横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236  
URL : <http://www.ipagent.jp/index.html>  
E-mail : [customer@ipagent.jp](mailto:customer@ipagent.jp)